

## 神戸松蔭女子学院大学における公的研究費等の使用に関する行動規範

(平成 30 (2018) 年 12 月 21 日制定)

大学における学術研究は、社会からの信頼とそれに基づいた付託によって支えられている。研究者は、公的研究費等<sup>(注)</sup>を使用するにあたり、この信頼を損なうことなく、学術研究の公正性を堅持しなければならない。

神戸松蔭女子学院大学（以下「本学」という。）は、研究等を遂行する上での行動（態度）の基準を行動規範として次のとおり定める。

本学の研究者及び事務職員等、公的研究費等の運営および管理に関わる全ての者（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費等が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費等の使用にあたり、関係法令や本学が定める規程及び使用ルール等を遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費等を計画的、効果的かつ適正に使用しなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、あわせて公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう善管注意義務と相互牽制に努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費等の使用にあたり、取引業者との関係において社会の疑惑及び不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費等の取扱いに関する研修会に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

この行動規範の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

(注) 公的研究費等とは、科学研究費、私立大学等経常費補助金、公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、民間企業・団体からの受託研究資金等を財源として本学で行うすべての経費をいう。